

第 7 5 6 回
東京都青少年健全育成審議会
議事録

※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて
掲載しています。

日 時：令和 6 年 9 月 9 日（月曜日）

【出席委員】

飯塚 美紀子 委員
渡瀬 昌彦 委員
石川 知春 委員
加藤 美恵子 委員
山下 陽枝 委員
井門 明洋 委員
うすい 浩一 委員
土屋 みわ 委員
とや 英津子 委員
藤井 あきら 委員
柳川 雅彦 委員
稲澤 裕子 委員
玉井 由紀江 委員
馬神 祥子 委員
木村 総司 委員
小野島 直美 委員

【事務局】

若年支援担当部長 村上 章
若年支援課長 山本 理

午後 3 時 30 分開会

○若年支援課長 それでは、報道関係者等が入室いたします。報道関係者は 9 社となっています。傍聴人は 14 人となっています。

〈報道関係者・傍聴人 入室〉

○若年支援課長 お待たせいたしました。それでは、審議会を始めさせていただきます。

現在ご出席いただいております委員の方は 16 名で、条例第 24 条第 1 項に定めます審議会の開催に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、会長、議事進行をお願いいたします。

○会長 それでは、ただいまから「第 756 回東京都青少年健全育成審議会」を開催いたします。

お手元の議事次第に従いまして議事進行を行ってまいります。

それでは、議事の 2 「条例に基づく事務の施行経過説明」について、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 条例に基づく事務の施行経過等についてご説明いたします。

「次第」と書かれております資料の表紙をおめくりいただき、1 ページをご覧くださいと存じます。前回の審議会以降の 6 月 10 日から 9 月 8 日までに実施いたしました本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。

前回審議会のご意見を踏まえまして、優良映画として 2 作品を推奨することを決定いたしました。

6 月 13 日にプレス発表、関係各所への周知を行い、6 月 18 日に公告いたしました。

また、青少年やその保護者等を対象に、「ファミリールール講座」を合計 302 回開催いたしました。

また、本日の審議会に先立ちまして、9 月 4 日に出版業界自主規制団体との打合せ会を実施し、本日諮問いたします図書類に関するご意見をいただいております。意見聴取の内容は「自主規制団体からの聴き取り結果」としてまとめ、「調査・審議事項」の資料に添付しておりますので、後ほどご説明させていただきます。

2 ページをご覧ください。過去 1 年間における条例の適用状況をお示ししております

す。

この表題についてでございますが、条例の趣旨が誤解なく、より明確に伝わるよう、「東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条の規定による図書類の指定」と記載させていただいております。以降、この記載が使われる場合には「8条指定図書類」と略して記載させていただきます。

8条指定図書類につきましては、過去1年間以内に指定を6回受けた場合に、事業者に対し勧告をする制度がございますが、累回指定による勧告の対象社はございません。

3ページをご覧ください。過去1年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。

続きまして、4ページから6ページをご覧くださいと存じます。こちらは都が委嘱しております、東京都青少年健全育成協力員の6月から8月分の活動状況でございます。

8月までに委嘱しております協力員は555名です。

6月の活動者数は1名、調査店舗数は4店舗でございました。

7月の活動者数は8名、調査店舗数は59店舗でございました。

8月活動者数は21名、調査店舗数は97店舗でございました。

確認する図書類は、「8条指定図書類」、「成人向け」などの成人マーク付きの図書類である「表示図書類」、青い半透明のシールで止めることで青少年が容易に閲覧できない措置がされた、小口シール止め誌の「類似図書類」の3種類です。

この3種類の図書類について、協力員の調査結果をそれぞれ表に示しております。

いずれの月におきましても、8条指定図書類、表示図書類、類似図書類及び青少年への販売等を制限する制限掲示について、問題のある店舗はございませんでした。

なお、8条指定図書類に関する通報等に基づく立入調査はございませんでした。

7ページからは、都の職員による独自の立入調査等の実施状況を記載してございます。

7ページには6月分、8ページには8月分の実施状況をそれぞれ記載してございます。なお、7月は実施しておりません。

6月分でございますが、1番目の表、書店等への立入調査及び、2番目の表、映像

ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査では、問題のある店舗はございませんでした。

3 番目の表、カラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査では、青少年制限掲示がされていない店舗が 1 店舗ございました。

4 番目の表、古物商への立入調査では、問題のある店舗はございませんでした。

8 月分でございますが、1 番目の表、書店等への立入調査では、8 条指定図書類の取扱い不適切な店舗が 1 店舗ございました。

2 番目の表、映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査及び、3 番目の表、カラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査及び、4 番目の表、古物商への立入調査では、問題のある店舗はございませんでした。

問題があった店舗につきましては、その場での是正措置を含め、条例を遵守するよう指導いたしました。

続きまして、9 ページから 11 ページをご覧いただきたいと存じます。雑誌・ビデオ類等に関する自動販売機の届出等の 6 月から 8 月の施行状況を掲載してございます。

いずれの月につきましても、設置箇所数及び設置台数の変動はございません。

自動販売機立入調査につきましては、6 月から 8 月は実施しておりません。

事務の施行経過については、以上でございます。

○会長 ご説明ありがとうございました。

ただいまの説明について、ご質問等がございましたらお願いいたします。

はい、とや委員。

○とや委員 ご説明ありがとうございました。

まず、「第 8 条の規定による図書類の指定」ということで、今後、文言も訂正してお使いになるということ、ちょっと説明が短かった気はしますが了解いたしました。ありがとうございます。

それから、質問です。3 ページ、優良映画の推奨のところなんですけれども、優良映画の推奨が諮問されて、答申されて、推奨が決まって、公開がされるということになります。推奨映画を取り消す場合というのはあるのか。ある場合は、どういう場合なのか。

過去にそういった事例があるのか、教えていただけますか。

○若年支援課長 すみません。今ご質問いただいた優良映画の取消し等につきまして、今ちょっと答えを持ち合わせておりませんで、そちらは調べさせていただいて、また次回、こちらの審議会のほうで回答させていただければと思います。

○とや委員 優良映画を推奨する場合、私たちは一定の基準に基づいて審議をして推奨していくわけですが、それが取り消される場合の基準というの、あるけれども今は持ち合わせていないという理解でよろしいですか。

○若年支援課長 すみません。過去にあったかどうかも含めて、宿題とさせていただきます。

○とや委員 分かりました。

○会長 ほかはよろしいでしょうか。

それでは、調査・審議事項に移りたいと思います。

本日は、8条指定図書類についての諮問でございます。よろしくお願いいたします。

調査・審議事項は非公開となりますので、委員、事務局職員以外の方はこの段階でご退出をお願いいたします。

それでは、まず一般傍聴の方からご退出をお願いいたします。

〈傍聴人退室〉

それでは、報道関係の方もご退出をお願いいたします。

〈報道関係者退室〉

○会長 それでは、再開いたします。

本日の諮問事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 それでは、本日の諮問事項についてご説明いたします。皆様のお手元の資料のうち、「調査・審議事項」と記載されております資料に沿ってご説明いたします。

計2誌の8条指定図書類についての諮問でございます。

「調査・審議事項」と記載されております資料の表紙をおめくりいただき、1ページをご覧いただきたいと存じます。諮問第1192号でございます。

2ページをご覧いただきたいと存じます。諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧で

ございます。こちらに記載されました図書類は、令和6年1月29日から令和6年8月28日までの間に、都内のコンビニ・書店等で、青少年が容易に手に取り閲覧できる場所に陳列されているものから購入いたしました計678誌のうちから、9ページ、10ページに記載してございます、条例施行規則第15条の指定基準に基づきまして、指定図書類の候補として選定したものでございます。

番号1が、「ラジオライフ 8月号」、令和6年7月25日に株式会社三オブックスより発行されております。過去1年間の指定はございません。

該当箇所につきましては、3ページに記載のとおりでございます。

該当指定基準は、施行規則第15条第1項第三号ロ、著しく自殺又は犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるものでございます。

購入場所は、書店でございます。

番号2が、「ワールドコミックス『未成熟』」、令和6年7月31日に株式会社久保書店より発行されております。過去1年間の指定はございません。

該当箇所につきましては、全編大部分でございます。

該当指定基準は、施行規則第15条第1項第一号イ・ロ、著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるものでございます。

購入場所は、書店でございます。

本審議会の諮問に先立ちまして、9月4日に自主規制団体から意見を聴取して、4ページ、5ページに取りまとめてございます。

4ページをご覧いただきたいと存じます。

当日は、14名の方が出席されました。

番号1、「ラジオライフ 8月号」でございます。

自主規制団体のご意見としましては「指定やむなし」の意見が10名です。その主な内容は、「冒頭で注意として一文入っているが、内容は紙幣の偽造に興味を抱かせ、実行出来る所まで書いている。偽札犯罪に警鐘を鳴らすと言っているが、犯罪を助長する内容となっており、指定該当」などでございます。

「指定非該当」の方は3名で、その主な内容は、「裏ワザ的な内容ではあるが、いずれもリスクと実現性の部分では実際に作るというレベルではない様に思える。また、

必要なソフトやハードを特定していないため、指定非該当と考える。」などでございます。

なお、保留の方が1名おられました。

続きまして、5ページをご覧いただきたいと存じます。

番号2、「ワールドコミックス『未成熟』」でございます。

自主規制団体のご意見としましては、14名出席されたうち、「指定やむなし」の意見が8名です。その主な内容は、「帯ではSM、調教、アブノーマルを満載とあるがそこまで人格否定的行為の描写があるとは読めなかった。とりわけ6～8話は親友から恋人に関係性が変わるストーリーで人格否定はない。ただ、大腿部を開いた姿勢や陰部、でん部、胸部を誇示した描写、性交をそのまま描写があり、性的感情を著しく刺激する卑わいな感じを与え、指定該当」などでございます。

「指定非該当」の方は6名で、その主な内容は、「それぞれ短編ではあるが、ストーリーがあり、性行為の描写もあるがそこまで卑わいな感じはしない。シチュエーションは作者の想像物であり、人格を否定したり、暴力をふるっているわけでもないので指定非該当」などでございます。

なお、番号1の「ラジオライフ 8月号」につきまして、補足説明をさせていただきます。

本書につきましては、絵など視覚的に明らかな表現と異なり、主に文章表現を内容とするものであることから、当該図書を「諮問候補図書」として挙げた理由につきまして、3ページの指定該当箇所から幾つか例を挙げて説明させていただきます。

付録の多くの部分にわたり、紙幣の偽造や模造の方法が紹介されており、例えばカラーコピー機での紙幣印刷の手口や、二千年札に対するセキュリティーの問題が紹介されております。

また、偽札を作成し、さらにその完成度を高める手口が記載され、本行為を行うことによって通貨偽造や模造の行為に及ぶおそれのある内容が含まれております。

本書の内容が全て、刑法等の刑罰法規に抵触するものではございませんが、一部の記載内容につきましては、「刑罰法規に触れる行為の手段を、模倣できるように詳細に、又は具体的に描写し、又は表現したものであること。」と規定している施行規則

第15条第1項第三号ロに該当するおそれがあるものと考えております。

説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明について、ご質問はございますか。

特によろしければ、調査に入っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〈図書審査〉

○会長 それでは、調査はよろしゅうございますでしょうか。

それでは、各委員からご意見をお伺いしてまいります。

「ラジオライフ 8月号」を先に、そして「ワールドコミックス『未成熟』」を次に、ということで、お一人ずつ2本まとめて、指定・保留・非該当のご意見、コメントという形で、ご発言をいただいております。

それでは、K委員、お願いいたします。

○K委員 まず、「ラジオライフ」です。自販機や両替機で通用するような紙幣のつくり方等が、結構細かく、実際に通用するような方法も書いてありまして、青少年、特に好奇心の旺盛な青少年にとっては、ついつい試したくなるような表現も、それが細かく書いてありますので、指定該当でお願いいたします。

次に、「ワールドコミックス」です。これは、全体的に性描写も多くて、青少年には読ませるべきではないと思いますので、同じく指定該当でお願いします。以上です。

○会長 H委員、お願いします。

○H委員 「ラジオライフ」ですね、これはただいまおっしゃったとおり、市販プリンターや街の中のコンビニの複写機によって、お札の偽造の仕方が分かり、犯罪につながる可能性があると思います。

こういう雑誌は、読者が狙って買いに来るものではないかと思いますが、青少年向きではないと思いますので、指定該当と思います。

それから、「ワールドコミックス」ですが、これも性的感情を著しく刺激するものであり、ほぼ全編に性描写もありますので、指定該当と思います。以上です。

○会長 J委員、お願いします。

○J委員 「ラジオライフ」ですが、第15条第1項第三号ロに該当するので、これはもう、該当やむなしかなと思います。

ただ、「未成熟」につきましては、性行為の描写のほかに、性器などの直接描写もないことなどから、そこまで卑わいさを感じるものではないのかなと、私自身は感じます。

ただ、義父と娘であったりとか、兄弟などという設定なので、昨今、性虐待などが問題となっている中で、青少年が果たしてこれを読んで「悪いことではないのかな」と思ってしまわないかなと思う部分もあり、ちょっと正直判断がつかないというところで、保留とさせていただきます。

○会長 E委員、お願いします。

○E委員 まず、「ラジオライフ」ですね。この本を見てまず頭によぎったのは、安倍元首相が暗殺されたときのテレビ各局のニュースで、拳銃のつくり方を非常に詳しく解説してしまして、それに対して視聴者から非常に厳しい意見が、「青少年に悪影響を与える」といった厳しい意見がたくさん来てしまして、それが思い出されました。

仮に偽札をつくっても人が殺されるわけではないですが、青少年に「自分でもつくれるのではないか」と思わせる点では、非常に似ているのかなと思いました。

この本ですが、偽造防止の技術について解説しているだけならとてもよいと思うのですが、紙幣のコピー、偽造のやり方についてかなり具体的に、詳細に紹介されています。

また、タイトルで、「お金の偽造全部教えます」とうたっているところもありまして、これはいかななものかと正直思います。ネットでかなり深くまで検索してもなかなかたどり着けないような、闇サイトに近い内容だと思います。

また、「真似しちゃダメよ」とところどころでうたっていますが、かえってそれが青少年の、その注意喚起がかえって青少年の好奇心を刺激して、「ちょっとやってみよう」という気持ちにさせてしまうのではないかと思います。

青少年の健全な育成レベルを超えた内容ですので、指定該当はやむなしだと思います。

それから、「ワールドコミックス」ですが、人格否定や暴力シーンとか、そういう

過激な、激しいシーンはほとんどなくソフトな作品ですが、性交シーンが全体的に多いですし、総合的に見て、指定該当はやむなしだと思います。以上です。

○会長 玉井委員、お願いします。

○玉井委員 まず、「ラジオライフ」は、34 ページの、お札をコピーしまくり、使いまくって、買い物はもっぱら自販機で済ますとか、お札・硬貨ハッカーとか書いてあって、偽造すれば、自分は買い物は自販機で、コピーしたもので済ませてしまうというようなことを教えているということが、すごく詳細に書かれています。刑法の通貨偽造罪というのはものすごく、無期又は3年以上の懲役刑ということでかなり重い罪で、青少年にも「お札をちょっとでも偽造したら、ものすごく重い罪になる」ということを教えていただきたいので、指定該当でお願いしたいと思います。

「未成熟」は、特に3話目の話が、無理やりだったり、隠し撮りされていたり、脅迫されていたりというようなこともありますし、全編を通して性行為のシーンが多いなと思いますので、指定該当相当と考えます。以上です。

○会長 F委員、お願いします。

○F委員 まず、「ラジオライフ」ですが、私も非常に悩ましいなと思って見ておりました。

あと、質問でもないんですけども、これ、青少年健全育成条例に引っかかるということで、青少年以外に対しては別に問題ないという理解でよろしいでしょうか。

その点を確認させてください。

○会長 では、事務局、お願いします。

○若年支援課長 あくまで青少年が読むに当たってどうかというところでご判断いただければと思っております。

○F委員 ありがとうございます。

すみません、何とも言い難いところもあるんですが、これを読んだからといって犯罪が助長されるかというのと、そんなことは、私はないんじゃないかというふうに理解しましたので、指定非該当でお願いいたします。

特に、大人と余り変わらないんじゃないかという理解を私はしております。

次の「未成熟」ですが、こちらは、ほかの委員からも一部ありましたが、性描写が

非常に多いかというと、これまで指定されていた図書と比べてそんなに多くないような印象を私は受けております。

修整、性器のアップなども少ないんじゃないかなと思っておりまして、一方で、内容がどうかと言われると、ちょっと悩ましいところがありますので、こちらは保留でお願いしたいと思います。以上です。

○会長 木村委員、お願いします。

○木村委員 「ラジオライフ」につきましては、具体的に身近なものを使って、紙幣は偽造できるというようなことが記載されていて、安易に試してみても、重い罰則を青少年が受けてしまう可能性、そういう影響があるということを鑑みると、指定該当でお願いします。

2つ目の「未成熟」につきましては、全編性描写が多くて、またシチュエーションが姉弟、義父というようなところがございます。こういった観点から、青少年への影響を考え、指定該当でお願いします。以上です。

○会長 A委員、お願いします。

○A委員 個別の評価の前に、若干の一般論を述べさせてください。出版業界では、コミックやビジュアル中心の刊行物以外の、小説やノンフィクション、学術関係の刊行物などを「文字もの」という言い方で大括りで表現したりします。

この「文字もの」をいわゆる8条図書として俎上に上げることについては、慎重の上にも慎重であっていただきたい。

少し古い話になりますが、永井荷風の筆によると言われる『四畳半襖の下張』、伊藤整が翻訳した『チャタレイ夫人の恋人』、このどちらも性描写が猥褻であるとの判断が法廷でくだされ、二件ともに有罪となり出版社は絶版にしました。

しかしいま、両作品とも広範囲に流通し、誰でも読むことができます。つまり、猥褻の基準や何が反社会的かという判断基準は、世の中の流れの中で変化していくものです。視覚に訴えるエロティシズムや暴力はある意味分かりやすく判断しやすいのに対して、文字による表現の妥当性を判断する際には、どうしても恣意的な要素が入り込みがちで、それだけに安易な論議は、危うさを孕みます。

先ほど若年支援課長が「文字もの」である「ラジオライフ」について補足説明をさ

れたのもそういう配慮があつてのこと、と私は受け止めました。

さて、その前提の上で文字ものの「ラジオライフ」を読みましたが、これは先ほど触れた2作品などとはかなり趣を異にする、と判断します。他の委員がおっしゃっていたように建て前として犯罪防止を訴えてはいますが、具体的に犯罪の手口、やり方、方法論を具体的に提示していると言わざるを得ない。とりわけ青少年向けには不適切で、これについては該当やむなしと考えます。

次に「未成熟」について。セックスシーンの描写は、ここしばらく俎上に上がってきた作品と比べて、過激度は低く比較的穏当であると思いました。ただ姉と弟の近親相姦がかなりリアルに描かれており、そこが引っかかります。それ以外は非該当に近い印象なのですが、結論としては保留をお願いします。以上です。

○会長 I 委員、お願いします。

○I 委員 「ラジオライフ 8月号」ですが、該当箇所一覧を読ませていただきました。その中でポイントを挙げますと、まず一つが、人の目を欺くということよりも、むしろ自販機を欺く、そうした方法。

また、ずっと読んでいって、巧みにつくった偽札を、本物の中に一枚だけ忍ばせたらどうなるかみたいなですね、そういうちょっと、全体的に犯罪を誘引するようなところが結構出ておりました。

これはやっぱり、基本的に青少年健全育成を超えた範囲だなというふうに思いますので、指定該当をお願いします。

それから、「ワールドコミックス」ですが、これについては皆さんのご意見にもあったとおり、強制や暴力的シーン、また人格否定というものが余り感じられないんですけれども、筆写自体はソフトであるんですが、やっぱり卑わい感がありますし、全編について性描写があるということも含めて、指定該当やむなしと考えます。よろしくをお願いします。以上です。

○会長 小野島委員、お願いします。

○小野島委員 まず、「ラジオライフ」についてですが、偽札犯罪に警鐘を鳴らすということを目的としている、ということで示されていますが、実際にはやはり、偽造の方法が具体的に書かれていることで、青少年が興味・関心を持ったり、あるいは好

奇心で実行してしまうということは否定できないかなと考えます。

犯罪を助長してしまうのではないかと考えますので、指定該当でお願いいたします。

それから、「未成熟」についてですが、皆さんがおっしゃっているように、人格を否定したり暴力的なシーンが描かれているということではないと思うんですが、性交シーンが非常に多いということと、各話の設定ですかね、関係性の設定というところでやはり望ましくない、青少年が見たときに望ましくないかなという関係性だったり、あるいは未成年者の性交が描かれている、先生と生徒の関係という中で性交が描かれているというところには、青少年の健全育成にはふさわしくないのかなというところで、指定該当でお願いしたいと思います。

○会長 馬神委員、お願いします。

○馬神委員 まず、「ラジオライフ」ですが、やはり「偽造防止技術を読み解く」と銘打ちながらも、中身としては偽造防止技術をどうすり抜けるか、また、すり抜けたという方法を詳細に、また具体的に描写しているものと見えますので、指定該当でお願いいたします。

2点目の、「ワールドコミックス」ですが、こちらは性交シーンが全編にわたっていること、また、性器の修整等はなされていると感じましたが、擬音や体液描写など、卑わいな感じを与えるものと考えますので、これは区分陳列の取扱いが必要と考えます。指定該当でお願いします。

○会長 B委員、お願いします。

○B委員 まず、「ラジオライフ」ですが、これは、お札の偽造防止としているものの、実際には「お金の偽造全部教えます」のページが五、六ページにわたってあり、偽造できるポイントについて書いてあります。

やはり、青少年が安易に手に取って見られる状態ということであると、昨今の若者の専門知識と、技術からして興味をそそり、犯罪を誘発するものと思われる。したがって、指定該当としてください。

次に、「ワールドコミックス」ですが、近親相姦あり、未成年との性行為あり、目隠し拘束のシーンもあって、18歳未満が簡単に読めるとなると、これは施行規則の第15条の1に触れると判断いたします。指定該当でお願いいたします。以上です。

○会長 C 委員、お願いします。

○C 委員 まず、「ラジオライフ」です。読ませていただきましたが、まあ今新紙幣が世の中に出回っている時期なので、こういった雑誌が出てきたのかなと思うんですが、中身を見ると、非常に読みづらくて、とにかく表紙で興味を引きつけて買ってもらえるような形で販売しているのかなと感じたのと、これを読んで、本当に現実性があるのかというのも、ちょっと分からないと思います。

そういう意味で、読み手に対する誠実さがちょっと感じられないということと、先ほどから出ていた犯罪の手口をこうした形で掲載するというのが、やっぱり私としては違和感を感じますので、この雑誌については指定該当でお願いします。

それから、「ワールドコミックス」です。聴き取り内容を拝見させていただいて、この本も見させていただいたんですが、「性描写の多さが性犯罪を増加させるのか、あるいは青少年の育成を阻害する原因となるかは、一概に判断が難しい。」とあります。私もそういうふうに思っています。

ただ、描写というよりも、やはり皆さんおっしゃっているように、登場人物の関係性がやはりちょっと気になりましたので、今回は保留にさせていただきます。以上です。

○会長 D 委員、お願いします。

○D 委員 まず、「ラジオライフ」ですが、紙幣の偽造の仕方が大変詳しく出ており、若者たちは、そういうものを見るとやってみたくなくなってしまう歳頃で、自制が効きにくい、大人のほうがまだ自制が効くのかと思いますが。

通貨の偽造というのはつくった段階でもう犯罪ということで、見つかる見つからないにかかわらず、やりたくなるように書いてあり、自動販売機や人目のつかないところで使うというような話もあり、できてしまう気もしますので、指定該当でお願いしたいと思います。

「ワールドコミックス『未成熟』」は、性描写自体は、確かにおとなしめとは思いますが、擬音、体液の描写は激しいですし、また、複数人での性行為や、近親相姦のストーリーもありますので、指定該当でお願いいたします。

○会長 G 委員、お願いします。

○G 委員 「ラジオライフ」ですが、先ほど玉井委員が指摘されましたが、私も 34 ペ

ージが気になりました。筆者がお札をコピーしまくり、使いまくっている描写、買い物はもっぱら自販機で済まそうと、お札・硬貨ハッカーという、偽造して使っていると推測させるようなことを、筆者が自ら書いていたり、「偽造全部教えます」と表記したりしています。しかも、本当に身近な、身の回りにあるもので全部つくっているんですね。

ですから、犯罪行為であるお札の偽造を誘発する、第 15 条の三号のロにまさしく該当すると思います。指定該当でお願いします。

それから、「未成熟」ですが、ほかの委員からもご指摘があるとおり、やはり近親相姦、それから複数人による性交、あるいは拘束、そういったものも入っている、それから、全編が性行為にほとんど終始しておりますので、指定該当でお願いしたいと思います。以上です。

○会長 はい。ご意見をありがとうございます。

私も、「ラジオライフ」に関しましての意見は、委員の先生方、皆様がおっしゃっていたことと同じでして、指定該当と考えました。

また、「未成熟」は、これも本当に皆様方がおっしゃっているとおり、“ソフトさ”ということではそうなんです、が、「T L」ジャンルと書いてあって、これは何かと思ったら「ティーンズラブ」なんだそうですけれども、総合的に内容を見ますと、やはり指定やむなしであるという意見でございます。

本日いただきましたご意見を見ますと、「ラジオライフ 8月号」に対しましては、1名の委員が非該当ということでしたが、残りの委員は指定該当ということでございました。

「ワールドコミックス『未成熟』」に関しましては、4名の委員が保留ということですが、残りの方々は指定該当ということでございました。

ということでございましたので、今回、2誌指定ということで答申をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

〈「はい」の声あり〉

○会長 それでは、そのようにさせていただきます。

では、事務局のほうから連絡事項等はございますでしょうか。

○若年支援課長 13 ページをご覧いただきたいと存じます。都民の申出でございます。

都民の申出は、電話によるものが1件ございました。

内容といたしましては、8条指定図書類の指定に関するもので、「出版されているコミックで、登場人物の女性がお漏らしをする様子が描かれているので、指定してほしい」という内容の申出でした。

事務局におきまして当該図書類を確認したところ、申出にあるような描写はあるものの、著しく性的感情を刺激するものとは言えず、諮問には至らないと判断いたしました。

次に、次回審議会に諮問予定の映画についてでございます。

2作品ございますが、1つ目の作品名は「ぼくとパパ、約束の週末」です。

申請者は、株式会社SDP、試写会が9月19日木曜日、午前10時からでございます。

○B委員 資料はないのですか。

○若年支援課長 資料はございません。また後ほど、メールでお送りさせていただきます。

試写会場は、渋谷区にあります映画美学校試写室でございます。

2つ目の作品名は、「アイミタガイ」です。

申請者は、株式会社博報堂DYミュージック&ピクチャーズ。

1回目の試写会が9月24日火曜日、午後3時30分から、2回目の試写会が10月4日金曜日、午後3時30分からでございます。

試写会場は、1作品目と同じく、渋谷区にあります映画美学校試写室でございます。

なお、原則として、審査会は、申請者等が報道関係者向けに開催する試写会と併せて開催しているため、途中の入退場はできませんのでご注意願います。DVDやオンラインでの視聴も対応可能でございます。詳細は、委員の皆様へ、メールにて後日ご案内を送付いたします。

事務局からは以上でございます。

○会長 ありがとうございました。

本日の調査・審議事項について、何か質問はよろしゅうございますか。

それでは、以上で調査・審議事項は終了いたします。

報道及び傍聴人の方が再入室するため、「調査・審議事項」はしまってくださいますようお願いいたします。図書につきましては、事務局が回収してください。

〈報道関係者・傍聴人 再入室〉

○会長 それでは、議事を再開いたします。

事務局からご説明をお願いいたします。

○若年支援課長 まず、本日の審議ですが、8条指定図書2誌について諮問を行い、2誌を「東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項に該当する図書類」として指定することが適当であるという答申となりました。

また、本日、審議会に報告した都民の申し出は1件ございました。

8条指定図書の告示予定日は令和6年9月13日金曜日、プレス発表は、告示日前日の令和6年9月12日木曜日となります。告示日もしくは告示日の前日まで、8条指定図書の名称の公開をお控えいただくよう、重ねてお願い申し上げます。

最後に、次回の審議会についてご案内いたします。令和6年10月11日金曜日の15時30分から、場所は今回と同じこの会場を予定してございます。

以上でございます。

○会長 今日で30期は最後の審議会となります。委員の皆様には、2年にわたりご参集をいただきまして、図書の指定や優良映画の推奨について、熱心なご審査とご審議を賜りまして、また、私の進行にご協力をいただきまして、本当にありがとうございました。

それでは、これで終了といたします。お疲れ様でございました。

午後4時41分閉会